

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

ページ

○県営住宅条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則	(住 宅 課)	一
○保育士登録業務に係る手数料の収納事務の委託	(子育て支援課)	一
○児童福祉法に基づく指定居宅支援事業者の指定	(障害福祉課)	一
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	(同)	二
○道路の区域変更	(道 路 課)	二
○道路の供用開始(二件)	(同)	二
○昭和三十三年宮城県告示第百十号(水防警報を行う河川の指定)の一部改正	(河 川 課)	三
○宮城県小牛田農林高等学校の農産物の販売に係る物品売払代金の徴収事務の委託	(教育庁高校教育課)	三
○宮城県加美農業高等学校の農産物の販売に係る物品売払代金の徴収事務の委託(二件)	(同)	三
○土地改良区の定款変更の認可(二件)	(東部地方振興事務所)	三
○開発行為に関する工事の完了	(建築宅地課)	四
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告	(警察本部会計課)	四
○包括外部監査結果に関する報告の公表	監査委員	六
○行政監査の意見に対する措置の公表		六

公安委員会

○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

労働委員会

○宮城県労働委員会あつせん員候補者の告示

収用委員会

○阿武隈川寺島事件裁決手続開始決定

規 則

県営住宅条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成二十八年四月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第八十五号

県営住宅条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

県営住宅条例の一部を改正する条例(平成二十八年宮城県条例第三十七号)の施行期日は、平成二十八年五月一日とする。

告 示

○宮城県告示第四百三十二号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定により、保育士登録業務に係る手数料の収納事務を平成二十八年三月三十一日次のとおり委託した。

平成二十八年四月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

東京都千代田区麹町一丁目六番地二

社会福祉法人日本保育協会

二 委託期間

平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

○宮城県告示第四百三十三号

児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十一条の五の三第一項に規定する指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第二十一条の五の二十四の規定により告示する。

平成二十八年四月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	〇四五〇二二〇〇七五	事業所の名称及び所在地	そくしん河南 石巻市鹿又字山下西 百十五一五	指定障害児通所 支援の種類	放課後等デイサ ービス	設置者名	特定非営利活 動法人中国足 心道療術師協 会	指定年月日	平成二十八年 三月一日
〇四五〇二二〇〇八三	事業所の名称及び所在地	つなぐ石巻 石巻市鹿又六丁谷地 十四	児童発達支援 放課後等デイサ ービス	設置者名	株式会社 春 幸会	指定年月日	平成二十八年 三月十五日		
〇四五〇二二〇〇九一	事業所の名称及び所在地	青い鳥児童館 石巻市蛇田字北経塚 十八番地十	児童発達支援 放課後等デイサ ービス	設置者名	特定非営利活 動法人 夢み の里	指定年月日	平成二十八年 四月一日		

○宮城県告示第四百三十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十八年四月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	〇四二〇二〇〇五八六	事業所の名称及び所在地	夢みの里こもれび 石巻市和瀬字笈入十 三番二	指定障害福祉サ ービスの種類	共同生活援助	設置者名	社会福祉法人 夢みの里	指定年月日	平成二十八年 四月一日
〇四二一五〇〇七六〇	事業所の名称及び所在地	憩いのまきば 大崎市三本木新町二 丁目三一二十三	共同生活援助	設置者名	特定非営利活 動法人 まき ばフリースク ール	指定年月日	平成二十八年 四月一日		

○宮城県告示第四百三十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十八年四月二十二日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 志津川登米線
- 三 道路の区域

変更の区間	変更の前後		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備考
	前A	後B			
本吉郡南三陸町志津川字塩入一八二番一 地先から 同郡同町志津川字塩入一八〇番一 地先 まで	七・〇 七・〇	七・〇 七・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	上記A及び Bは、関係図 面に表示する 敷地の区分を いう。

○宮城県告示第四百三十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十八年四月二十二日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	志津川登米線	本吉郡南三陸町志津川字塩入一八二番一 地先から 同郡同町志津川字塩入一八〇番一 地先まで	平成二十八年 四月二十五日

○宮城県告示第四百三十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十八年四月二十二日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日

一般国道 三四六号	気仙沼市本吉町津谷核子二四七番三地先から 同市本吉町卯名沢二四五番六地先まで	平成二十八年 四月二十四日 午後四時
--------------	---	--------------------------

○宮城県告示第四百三十八号

昭和三十三年宮城県告示第百十号（水防警報を行う河川の指定）の一部を次のように改正し、平成二十八年六月一日から施行する。

平成二十八年四月二十二日

表西川の項の次に次のように加える。

二迫川	左岸 栗原市鶯沢大橋から迫川合流点まで
	右岸

○宮城県告示第四百三十九号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、宮城県小牛田農林高等学校の農産物のみやぎ総合家畜市場における販売に係る物品売払代金の徴収事務を平成二十八年三月十八日次のとおり委託した。

平成二十八年四月二十二日

一 委託の相手方

仙台市青葉区上杉一丁目二番十六号

全国農業協同組合連合会宮城県本部

宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 委託期間

平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

○宮城県告示第四百四十号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、宮城県加美農業高等学校の農産物の仙台市中央卸売市場食肉市場における販売に係る物品売払代金の徴収事務を平成二十八年三月三十一日次のとおり委託した。

平成二十八年四月二十二日

一 委託の相手方

仙台市宮城野区扇町六丁目三番六号

仙台中央食肉卸売市場株式会社

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加美郡色麻町四竈字柺木町十四番地の一 加美よつば農業協同組合
二 委託期間
平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

○宮城県告示第四百四十一号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、宮城県加美農業高等学校の農産物の株式会社宮城県食肉流通公社及びみやぎ総合家畜市場における販売に係る物品売払代金の徴収事務を平成二十八年三月三十一日次のとおり委託した。

平成二十八年四月二十二日

一 委託の相手方

仙台市青葉区上杉一丁目二番十六号

全国農業協同組合連合会宮城県本部

宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 委託期間

平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

○宮城県告示第四百四十二号

登米市東和町土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、平成二十八年四月十四日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十八年四月二十二日

宮城県東部地方振興事務所

所長 加 藤 慶 太

○宮城県告示第四百四十三号

鳴瀬土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、平成二十八年四月十四日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十八年四月二十二日

宮城県東部地方振興事務所

所長 加 藤 慶 太

公 告

○東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号）第五十条第二項の規定により都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第二項の許可があつたものとみなされた次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十八年四月二十二日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

- | | |
|---------------|--|
| 宮城県知事 村 井 嘉 浩 | 本吉郡南三陸町志津川字松田九十三番一の一部、九十五番の一部、百十三番一の一部、百十三番三、同内井田二十二番一の一部、二十六番一の一部、二十八番一の一部、四十番の一部、四十二番の一部、四十三番一、四十三番二、四十四番一の一部、四十五番の一部、四十六番の一部、四十七番の一部、四十八番の一部、五十一番二の一部、五十一番三の一部、五十二番の一部、五十三番一の一部、五十四番、五十五番一の一部、五十五番二、五十六番一の一部、五十七番一の一部、五十七番二の一部、五十七番三の一部、五十九番一の一部、六十番の一部、六十一番の一部、四百五十二番地先の道の一部、四百五十五番地先の道の一部 |
| 南三陸町 | |

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十八年四月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 入札に付する事項
 - 1 調達案件及び数量 可搬型映像記録装置賃借 一式
 - 2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
 - 3 履行期間 平成二十八年十月一日から平成三十三年九月三十日まで
 - 4 履行場所 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県警察本部刑事部刑事総務課

二 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

- 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四の規定に該当しない者であること。
- 2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。
- 3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- 4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあつては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。
- 5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあつては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。
- 6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図

り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二十条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしているとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 入札参加資格申請場所及び提出期限 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二二二一一三三五）へ平成二十八年五月六日（金）午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒九八〇一八四一〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県警察本部総務部会計課調度係（電話番号〇二二二二二一七七一、内線二二三二）

2 入札説明書等の交付期限

平成二十八年五月九日（月）午後五時まで

3 一般競争入札参加資格審査

入札を希望する者は、入札説明書に定めるところにより平成二十八年五月二十三日（月）までに必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出期限

入札書を持参する場合は、5の開札の日時までとする。ただし、郵送による場合は、平成二十八年六月六日（月）午後五時までに、調達案件名称及び開札日等を記載の上、配達証明付書留郵便にて1あて必着のこと。提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があつても受理

しない。

5 開札の日時及び場所

(一) 日時 平成二十八年六月七日（火）午後九時三十分

(二) 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県警察本部庁舎二階二〇二会議室

四 入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者及び三の3における審査により資格を有しないとされた者

2 当該調達案件に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則第二条の規定による。

3 契約保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第一百三十三条及び第一百四十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかつた者とした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 入札書に記載する金額は、契約期間全体の賃借料の総額を記載すること。また、契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する消費税及び地方消費税の額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。）を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免

税業者であるかを問わず、見積もつた契約希望金額の百分の八に相当する金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 契約書作成の要否 要

8 この入札に係る調達案件は、地方自治法第二百三十四条の三の規定による長期継続契約対象業務として複数年度にわたる履行期間の契約締結を行う。この入札に係る調達案件について翌年度以降の歳出予算が不成立となった時は、契約書の定めにより契約を解除する。

9 詳細は入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Item/Service Required : Lease of Potable Video Recording Device - 1 set

- 2 Duration of Contract : October 1, 2016 to September 30, 2021
- 3 Location : Criminal Administration Division, Criminal Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi
- 4 Bid Deadline : June 6, 2016, 5 : 00 p.m.
- 5 Contact : Supplies Section, Finance Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8410 Japan Tel.: 022-221-7171 Ext. 2232

監査委員

○宮城県監査委員告示第22号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定に基づき、包括外部監査人小池伸城から監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により、別冊のとおり公表する。

平成28年 4月22日

宮城県監査委員	中	山	耕	一
宮城県監査委員	坂	下	藤	賢
宮城県監査委員	工	藤	鏡	子
宮城県監査委員	成	田	由	加里

○宮城県監査委員告示第23号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した監査結果について、宮城県知事及び宮城県教育委員会委員長から同条第12項の規定により措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定に基づき公表する。

平成28年 4月22日

宮城県監査委員	中	山	耕	一
宮城県監査委員	坂	下	藤	賢
宮城県監査委員	工	藤	鏡	子
宮城県監査委員	成	田	由	加里

- 1 監査委員から知事、教育委員会委員長へ報告した日
平成28年 2月19日
- 2 知事から通知のあった日
平成28年 3月25日

- 3 教育委員会委員長から通知のあった日
平成28年 3月25日
- 4 措置の内容
平成27年度行政監査の意見に対する措置状況

(1) 「宮城県の県立学校における契約事務について」

1 契約事務の執行体制について	(1) 事務室の人事配置について	監査委員の意見	措置状況
		<p>現在、県立学校に配属となっている学校職員については、契約事務の経験が3年未満の職員が過半数を占めており、指導的立場にある事務室長でも約3割が契約事務経験年数が4年以下であるなど、学校現場においては契約事務の経験を積んだ職員が不足している状況にある。</p> <p>このため、各学校に、契約事務について一定の知識と経験を持つ職員を配置できるように、人事配置に工夫を行うとともに、特に指導的な立場にある事務室長については、その職に昇任するまでの間に十分に経験が積めるよう配慮すること。</p> <p>また、3人体制の学校については、事務室長及び事務次長の県立学校経験に配慮し、事務室長及び事務次長ともに経験が十分でない場合は、新任職員の配置は行わないよう配慮すること。</p>	
	(2) 職員の人事異動に際しての配慮について	<p>本県の学校事務職員は、県立学校のほか、小中学校や教育庁本庁、教育事務所、社会教育施設、知事部局等にも配属になる。特に、契約事務については、小中学校では経験しないことから、県立学校と小中学校との人事異動によ</p>	

	<p>り制度改正等の知識・経験に中断が生じるほか、職場や業務内容に馴染めず、円滑な業務実施や適切な契約スキルの習得に支障が生じている場合も見受けられる。また、本庁に在籍する職員とあまりつきあいが無い職員にとつては、本庁は質問しにくい、どこに聞けばいいかわからないといった意見もある。</p> <p>このため、人事異動に際しては、長期的な人材育成も踏まえた配慮を行うとともに、知事部局への出向に当たっては、職員自身の希望等にも配慮の上、出納局や主管課の総務班等、知識面や人間関係の繋がりが等の面から県立学校復帰後の業務に役立つような所属とするよう配慮すること。</p> <p>また、小中学校から県立学校へ異動した際の業務ギャップが課題となっていることから、現在、希望制により行われている職場体験（学校事務職員フロン・ウイーク異校種交流研修）を、一定期間内には全職員に経験させるなど、対策の拡充を図り、円滑な異動に配慮すること。</p>	<p>ない柔軟な業務分担について配慮すること。</p> <p>教育庁においては、新任校長研修において管理監督者としての適切な会計処理に係る研修を実施しているところではあるが、校長によるチェックを含め複数チェック体制を確立するなど、先進的に取り組んでいる事例を参考にしながら、校長の強いリーダーシップの下、全校的な内部統制の確立を図ること。また、新任校長のみではなく、2か所目以上の校長に対しても内部統制についての意識付けを強化すること。</p> <p>事務経験の少ない職員においても事務の理解が進むよう、インターネットに掲載している「職員のための会計事務のページ」やニューズレターの内容について一層の充実を図る。</p> <p>また、事務に関する情報や知識の共有化が図られるよう、情報提供の方法について取組を継続していく。</p>
<p>(3) 事務分掌について</p> <p>学校現場においては、職員間で相互に業務の連携ができるよう、また、人材育成やチェック機能の充実、繁忙時の職員間の連携を図る意味でも、適時の事務分掌の見直しが行われるよう配慮すること。</p> <p>また、学校現場では、契約事務は事務次長の職務という固定的な職員配置の傾向が見られることから、早い時期から様々な業務経験を積み、適切なキャリア形成に繋がるよう、年齢や性別にとらわれ</p>	<p>(1) 学校事務職員の情報・知識の共有化について</p> <p>出納局においては、ニューズレターやイントラにおける掲示板等、学校事務業務の支援に有意義な情報を発信しているが、契約事務の経験が少ない職員にとつては、その情報や知識を十分に理解することが難しい状況にある。</p> <p>このため、監査結果や会計事務指導検査結果、さらには出納局のニューズレターやイントラによる情報も含め、事務に関する情報や知識の共有化が図られるよう配慮すること。</p>	<p>設計・積算業務や業者への現場説明などの専門的知識や経験が求められ、また各学校にとつては頻度の少ない工事契約事務について行うなど、県立学校の負担軽減及び契約事務の適性化に向けた改善を行うこと。</p>
<p>2 契約事務の処理状況について</p>	<p>(2) 工事請負契約に対する支援について</p>	<p>出納局では、契約事務に関する</p> <p>学校事務職員が望む研修内容や</p>
<p>3 契約事務</p>	<p>(1) 学校</p>	

<p>務に対する支援について</p>	<p>研修会を階層別に開催しているが、知事部局、警察本部を含む全庁に対しての研修であり、学校の契約事務に特化したものではない。このため、学校における契約事務に即した実践的な研修の機会を増やすなど、教育庁と出納局が連携の上、研修の充実を図ること。また、3人体制の事務室の職員でも、積極的に研修に参加できるように、研修開催の手法等に更に配慮すること。</p>	<p>開催時期について、教育庁から情報の提供を受けながら、内容や開催時期に配慮するなど、連携して研修内容の充実を図る。</p>
<p>(2) 長期的な視点に立った計画的な人財育成について</p>	<p>学校事務業務の研修に関しては、宮城県公立学校事務職員協会（以下「学校職員協会」という。）や事務長会においても実施されているものの、長期的な視点を持つ組織的に実施されているとは言いがたく、任意団体であるこれらの組織に委ねることには限界がある。自主組織である学校職員協会との連携を強化しながら、系統だった研修や研究が行われるよう配慮すること。 また、本県の学校事務職員は独自採用であり、定年まで約40年間、学校事務に携わることが前提とされていることから、長期的なスパンの中でモチベーションを維持しつつ計画的に職務能力を向上し続けることができるよう、計画的な人材育成に取り組むこと。</p>	
<p>(3) 学校間連携の強化について</p>	<p>契約事務の適切な執行を図る上で、契約事務に精通している他校の職員との意見交換を行うなど、学校間で情報共有を行うことは重要である。このため、学校職員協会との連携も図りながら、定期的・計画的に情報交換できる機会</p>	
<p>(4) 教育庁と出納局とが連携した支援の充実について</p>	<p>教育庁及び出納局では、研修会の開催や指導の実施、チェックリストの作成などの支援に取り組みできているが、学校現場の課題に即したより実践的な支援となるよう、教育庁と出納局が連携の上、学校事務を対象とした専用のウェブページの開設による知恵の共有化や、実践的なマニュアルの作成など、支援策の充実を検討すること。 また、教育庁においては、必要に応じ、教育庁の会計事務全体の相談窓口を明確にするなど、相談しやすい体制づくりについて検討すること。 学校事務については、多忙化が指摘されている中で、育成が必要な職員層が増加し、業務遂行の中心的存在となるべき中間層が減少している。こうした状況を踏まえると、契約事務を適切に遂行していくためには、県立学校と教育庁本庁とが現場の課題について認識を共有し、その解決に向けて、出納局などの関係機関とも連携しながら、ともに工夫と配慮を行い、改善を図っていくことを強く期待する。</p>	<p>教育庁と連携しながら、ホームページやマニュアル等の更新をし、内容の充実を図っていく。</p>
<p>(2) 「宮城県教育委員会の県立学校における契約事務について」</p>		

1 契約事務の執行体制について	(1) 事務室の人事配置について	監査委員の意見	措 置 状 況
	(2) 職員の人事異動に際しての配慮について	<p>現在、県立学校に配属となっている学校職員については、契約事務の経験が3年未満の職員が過半数を占めており、指導的立場にある事務室長でも約3割が契約事務経験年数が4年以下であるなど、学校現場においては契約事務の経験を積んだ職員が不足している状況にある。</p> <p>このため、各学校に、契約事務について一定の知識と経験を持つ職員を配置できるよう、人事配置に工夫を行うとともに、特に指導的な立場にある事務室長については、その職に昇任するまでの間に十分に経験が積めるよう配慮すること。</p> <p>また、3人体制の学校については、事務室長及び事務次長の県立学校経験に配慮し、事務室長及び事務次長ともに経験が十分でない場合は、新任職員の配置は行わないよう配慮すること。</p>	<p>学校経営を担う事務室(部)長や契約事務を含む幅広い知識と経験を有する学校事務職員を育成するため、職種等を限定せずに学校(小・中・高・支援)や行政機関など多様な機関に配置するよう努めている。その上で、契約事務に関する知識を有する職員の計画的配置に加え、将来の事務室長や事務次長への昇任を見据えて、契約制度や実務に関する研修、OJTの更なる推進・充実等に向けた実践的取組を進めていく。</p> <p>なお、事務職員3人体制の県立学校には、新規採用職員を原則配置しない方針で対応する。</p>
	(3) 事務分掌について	<p>長期的な人材育成の観点も踏まえ、学校・行政機関といった校種等の枠を超えた若年層からの人事交流を今後とも積極的に展開していくことで、職員に内在する本庁等との意識の壁を取り払えるよう努めていく。</p> <p>また、将来の教育委員会を支えるための人材育成を目的に知事部局への出向を行っているが、教育委員会では経験できない幅広い行政経験と知識の習得ができる所属への配置を含めて、知事部局の人事担当課と調整していく。</p>	<p>は質問しにくい、どこに聞けばいいかわからないといった意見もある。</p> <p>このため、人事異動に際しては、長期的な人材育成も踏まえた配慮を行うとともに、知事部局への出向に当たっては、職員自身の希望等にも配慮の上、出納局や主管理課の総務班等、知識面や人間関係的な繋がり等の面から県立学校復帰後の業務に役立つような所属とするよう配慮すること。</p> <p>また、小中学校から県立学校へ異動した際の業務ギャップが課題となっていることから、希望制により行われている職場体験(学校事務職員ワゴン・ウイーク異校種交流研修)を、一定期間内には全職員に経験させるなど、対策の拡充を図り、円滑な異動に配慮すること。</p> <p>さらに、今年度から始めた職場体験研修をできるだけ多くの職員が受講できるよう、会議や様々なツールを通じて発信し、積極的にこの事業を展開していく。</p>
(4) 全校的な内部統制の確立	<p>学校現場においては、職員間で相互に業務の連携ができるよう、また、人材育成やチェック機能の充実、繁忙時の職員間の連携を図る意味でも、適時の事務分掌の見直しが行われるよう配慮すること。</p> <p>また、学校現場では、契約事務は事務次長の職務という固定的な職員配置の傾向が見られることから、早い時期から様々な業務経験を積み、適切なキャリア形成に繋がるよう、年齢や性別にとらわれない柔軟な業務分担について配慮すること。</p>	<p>校長による会計処理へのチェック機能を確立するために、「高等学校・特別支援学校新任校長研修会」において「適切な会計処理に</p>	

	<p>について</p> <p>よるチェックを含め複数チェック体制を確立するなど、先進的に取り組んでいる事例を参考にしながら、校長の強いリーダーシップの下、全校的な内部統制の確立を図ること。また、新任校長のみではなく、2か所目以上の校長に対しても内部統制についての意識付けを強化すること。</p>	<p>「について」の時間を設け、研修を実施しており、その取組みを継続していく。</p> <p>平成27年度から導入された内部統制システムの確実な実施を支援するために、毎年度開催される校長会議において説明するなど、全ての校長に対する意識化を図っていく。</p>	
<p>2 契約事務の処理状況について</p>	<p>(1) 学校事務職員の情報・知識の共有化について</p> <p>出納局においては、ニューズレターやイントラにおける掲示板等、学校事務業務の支援に有意義な情報を発信しているが、契約事務の経験が少ない職員にとつては、その情報や知識を十分に理解することが難しい状況にある。このため、監査結果や会計事務指導検査結果、さらには出納局のニューズレターやイントラによる情報も含め、事務に関する情報や知識の共有化が図られるよう配慮すること。</p>	<p>事務室（部）長会議や事務次長研修会などの機会を捉えて、まずは管理職等に対して丁寧な説明を行った上で契約事務の経験が浅い職員に対する伝達研修を進めるほか、学校への訪問等による対面での情報提供や事務室職員との意見交換を実施して、きめ細かな情報共有に努め、経験が少ない職員でも十分理解できるよう配慮する。</p>	
	<p>(2) 工事請負契約に対する支援について</p> <p>設計・積算業務や業者への現場説明などの専門的知識や経験が求められ、また各学校にとつては頻度の少ない工事契約事務について、たとえば本庁において一括して行うなど、県立学校の負担軽減及び契約事務の適性化に向けた改善を行うこと。</p>	<p>工事請負契約に関する学校の負担軽減を図るため、これまで各学校で指名競争入札により施工していた1,000万円未満の小規模工事のうち、250万円未満の少額な工事を除き、早期に本庁（施設整備課）で発注できるように、平成28年度から試行を含めた取組を進めていく。</p>	
<p>3 契約事務に対する支援について</p>	<p>(1) 学校における契約事務に即した研修の実施に</p> <p>出納局では、契約事務に関する研修会を階層別に開催しているが、知事部局、警察本部を含む全庁に對しての研修であり、学校の契約事務に特化したものではない。このため、学校における契約事務に即した実践的な研修の機会を</p>	<p>出納局と連携を図り、学校事務職員のニーズを踏まえた学校の契約事務に即した内容の研修会を開催するとともに、新規採用職員研修や職階制研修の中に契約事務の基礎を取り入れるなどして、早期の意識付けを図る。また、研修会</p>	<p>増やすなど、教育庁と出納局が連携の上、研修の充実を図ること。また、3人体制の事務室の職員でも、積極的に研修に参加できるよう、研修開催の手法等に更に配慮すること。</p> <p>学校事務業務の研修に関しては、宮城県公立学校事務職員協会（以下「学校職員協会」という。）や事務長会においても実施されているものの、長期的な視点を持つて組織的に実施されているとは言いがたく、任意団体であるこれらの組織に委ねることには限界がある。自主組織である学校職員協会との連携を強化しながら、系統だった研修や研究が行われるよう配慮すること。</p> <p>また、本県の学校事務職員は独自採用であり、定年まで約40年間、学校事務に携わることから、長期的なスパンの中でモチベーションを維持しつつ計画的に職務能力を向上し続けることができるよう、計画的な人材育成に取り組むこと。</p> <p>また、職員評価制度において求められる学校事務職員像を意識した研修体系の構築に取り組むとともに、学校事務職員のモチベーションの維持と将来（10～20年後）を見据えて、それぞれの職員の持ち味や資質を活かし、行政機関での経験の促進や知事部局との交流、女性管理職の登用を視野に入れた班長や事務次長への積極的登用、小中学校での事務の共同実施を踏まえた校種間の交流などを一層進めることで計画的に人材を育成していく。</p> <p>さらに、キャリアアップを目指す取組として、マネジメント力の向上に向けた研修と所属内における職場研修（OJT）の促進を重点的に展開していく。</p>
	<p>(3) 学校</p>	<p>契約事務の適切な執行を図る上</p>	

<p>間連携の強化について</p> <p>で、契約事務に精通している他校の職員との意見交換を行うなど、学校間で情報共有を行うことは重要である。このため、学校職員協会との連携も図りながら、定期的・計画的に情報交換できる機会を増やすなど、連携強化に向けた改善を図ること。</p> <p>また、学校職員協会においても、協会の目的を再認識の上、職員の相互連携や自己啓発に対する意識付けについて更に配慮すること。</p>	<p>会とは、これまでも様々な機会を通じて研修の実施などでの協力関係を築いてきており、これらの団体では、事務室長、事務次長、担当職員と段階を踏まえて、マネジメントに関する研修や実務的研修の実施、業務マニユアルの作成等の事業を実施している。今後更にこれらの団体との連携を強化しながら課題の共有化を図り、人材育成に向けた取組を一層推進していく。(再掲)</p> <p>なお、事務職員協会においては県内に7つの支部があり、それぞれの支部毎に研修会等を開催しているが、これらの研修会等にも県教委が職員を派遣するなど、積極的に関与しながら、今後更に支部内の各学校間の情報共有に努め相互の連携を進めていく。</p>
<p>(4) 教育庁と出納局とが連携した支援策の充実について</p> <p>教育庁及び出納局では、研修会の開催や指導の実施、チェックリストの作成などの支援に取り組みできているが、学校現場の課題に即したより実践的な支援となるよう、教育庁と出納局が連携の上、学校事務を対象とした専用のウェブページの開設による知恵の共有化や、実践的なマニユアルの作成など、支援策の充実を検討すること。</p> <p>また、教育庁においては、必要に応じ、教育庁の会計事務全体の相談窓口を明確にするなど、相談しやすい体制づくりについて検討すること。</p> <p>学校事務については、多忙化が指摘されている中で、育成が必要な職員層が増加し、業務遂行の中心的な存在となるべき中間層が減</p>	<p>今後、学校事務職員との意見交換等により把握したニーズを基に、より実務に即したマニユアル等の整備や、職員ポータル等の活用等による共有化を検討する。</p> <p>また、学校の各業務毎の相談窓口一覧を整備し、相談窓口を明確にすることで、学校事務職員が相談しやすい体制づくりを進めていく。</p>

少している。こうした状況を踏まえると、契約事務を適切に遂行していくためには、県立学校と教育庁本庁とが現場の課題について認識を共有し、その解決に向けて、出納局などの関係機関とも連携しながら、ともに工夫と配慮を行い、改善を図っていくことを強く期待する。

公安委員会

○宮城県公安委員会規則第6号
 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年4月22日
 宮城県公安委員長 相澤 博彦

- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行細則の一部を改正する規則
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行細則（平成22年宮城県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。
- 第2条中「第12条」を「第11条」に改め、同条に次の1項を加える。
 - 2 施行規則第79条の通知は、不許可通知書（別記様式第2号）により行うものとする。
 - 第3条中「第17条第1項」を「第16条第1項」に、「別記様式第2号」を「別記様式第3号」に、「別記様式第3号」を「別記様式第4号」に改め、同条に次の1項を加える。
 - 2 施行規則第84条の通知は、承認（相続・合併・分割）通知書（別記様式第5号）又は不承認（相続・合併・分割）通知書（別記様式第6号）により行うものとする。
 - 第4条中「別記様式第4号」を「別記様式第7号」に改め、同条に次の1項を加える。
 - 2 法第31条の23において準用する法第8条の規定による許可の取消しは、営業許可取消通知書（別記様式第8号）を交付して行うものとする。
 - 第5条中「第23条」を「第22条」に、「別記様式第5号」を「別記様式第9号」に、「別記様式第6号」を「別記様式第10号」に改め、同条に次の1項を加える。
 - 2 施行規則第90条の通知は、承認（構造・設備）通知書（別記様式第11号）又は不承認（構造・設備）通知書（別記様式第12号）により行うものとする。

第6条の見出し中「特別風俗営業者」を「特別風俗営業者等」に改め、同条第1項中「第28条」を「第26条第3項」に、「別記様式第7号」を「別記様式第13号」に改め、同条第2項中「別記様式第8号」を「別記様式第14号」に改め、同条に次の2項を加える。

3 施行規則第94条第3項の通知は、不認定通知書（別記様式第15号）により行うものとする。
 4 法第31条の23において準用する法第10条の2第6項の規定による認定の取消しは、特別特定遊興飲食店営業者認定取消通知書（別記様式第16号）を交付して行うものとする。

第7条中「別記様式第9号」を「別記様式第17号」に改め、同条に次の1項を加える。
 2 法第31条の23において準用する法第24条第5項の規定による営業所の管理者の解任勧告は、特定遊興飲食店営業者解任勧告書（別記様式第18号）を交付して行うものとする。

第8条中「無店舗型電話異性紹介営業に関する指示」の次に、「法第31条の24の規定による特定遊興飲食店営業に関する指示」を加え、「別記様式第10号」を「別記様式第19号」に改める。

第9条第1項中「営業許可取消通知書」の次に「（別記様式第7号）」を加え、「別記様式第11号」を「別記様式第20号」に改め、同条第2項中「別記様式第12号」を「別記様式第21号」に改め、同条第4項中「別記様式第13号」を「別記様式第22号」に改め、同条に次の2項を加える。

5 法第31条の25第1項の規定による特定遊興飲食店営業の許可の取消しを命ずるときは営業許可取消通知書（別記様式第8号）を、特定遊興飲食店営業の停止を命ずるときは営業停止命令書を交付して行うものとする。

6 法第31条の25第2項の規定による飲食店営業の停止を命ずるときは、飲食店営業停止命令書を交付して行うものとする。

第10条中「及び第9条第1項」を「並びに第9条第1項及び第5項」に改め、「当該風俗営業者」の次に「又は当該特定遊興飲食店営業者」を加える。

第11条中「別記様式第14号」を「別記様式第23号」に改める。
 別記様式第14号を別記様式第23号とし、別記様式第10号から別記様式第13号までを9号ずつ繰り下げ、別記様式第9号を別記様式第17号とし、同様式の次に次の1様式を加える。

別記様式第18号（第7条関係）

第 年 月 日

宮城県公安委員会 印

特定遊興飲食店営業者解任勧告書

風俗営業者等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「法」という。）第31条の23において準用する法第24条第5項の規定により、下記のとおり管理者の解任を勧告する。
 記

解任を勧告する管理者	住所	
	氏名	年 月 日生（ 歳）
上記管理者が稼働する営業所	名称	
	所在地	
解任勧告の理由		

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式第 8 号を別記様式第14号とし、同様式の次に次の 2 様式を加える。

別記様式第15号 (第 6 条関係)

第 号

不認定通知書

氏名又は名称

営業所の所在地

営業所の名称

年 月 日付けで申請のあった特例特定遊興飲食店営業者の認定については、下記のとおりこれを認定しないので通知する。

記

認定しない理由

年 月 日

宮城県公安委員会 印

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は宮城県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

別記様式第16号（第6条関係）

第 号
年 月 日

殿

宮城県公安委員会 印

特例特定遊興飲食店営業者認定取消通知書

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「法」という。）第31条の23において準用する法第10条の2第6項の規定により、下記のとおり特例特定遊興飲食店営業者の認定を取り消すので通知する。

記

営業所の名称	
営業所の所在地	
認定年月日	年 月 日
認定番号	
取消しの理由	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。

<p>1 この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。</p> <p>2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は宮城県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁判の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。</p>	<p>別記様式第7号を別記様式第13号とし、別記様式第6号を別記様式第10号とし、同様式の次に次の2様式を加える。</p>
---	---

別記様式第11号 (第5条関係)

第 号	承認 (構造・設備) 通知書
	氏名又は名称
	営業所の所在地
	営業所の名称
	年 月 日付けで申請のあった特定遊興飲食店営業の営業所の構造・設備の変更 については、下記のとおりこれを承認するので通知する。
	記
	承認事項
	年 月 日
	宮城県公安委員会 印

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式第12号 (第5条関係)

第 号	不承認 (構造・設備) 通知書
	氏名又は名称
	営業所の所在地
	営業所の名称
	年 月 日付けで申請のあった特定遊興飲食店営業の営業所の構造・設備の変更 については、下記のとおりこれを承認しないので通知する。
	記
	承認しない理由
	年 月 日
	宮城県公安委員会 印

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

<p>1 この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。</p> <p>2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は宮城県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁判の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。</p>	<p>別記様式第5号を別記様式第9号とし、別記様式第4号を別記様式第7号とし、同様式の次に次の1様式を加える。</p>
---	---

別記様式第8号 (第4条、第9条関係)

第 号
年 月 日

殿

宮城県公安委員会 印

営業許可取消通知書

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 (昭和23年法律第122号) 第 条
の規定により、下記のとおり特定遊興飲食店営業
の許可を取り消すので通知する。

記

営業所の名称	
営業所の所在地	
取消しの理由	

この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として(訴訟において宮城県を代表する者は宮城県公安委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

別記様式第3号を別記様式第4号とし、同様式の次に次の2様式を加える。

別記様式第 5 号 (第 3 条関係)

第 号	承認 (相続・合併・分割) 通知書
	営業所の名称
	営業所の所在地
	年 月 日付けで申請のあった相続・合併・分割による特定遊興飲食店営業者の地位の承継については、下記のとおりこれを承認するので通知する。
	記
承認事項	
許可者	
承継者	
	上記特定遊興飲食店営業許可に係る相続・合併・分割を承認する。
	年 月 日
	宮城県公安委員会 印

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

別記様式第 6 号 (第 3 条関係)

第 号	不承認 (相続・合併・分割) 通知書
	氏名又は名称
	営業所の所在地
	営業所の名称
	年 月 日付けで申請のあった特定遊興飲食店営業の相続・合併・分割については、下記のとおりこれを承認しないので通知する。
	記
承認しない理由	
	年 月 日
	宮城県公安委員会 印

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

<p>1 この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。</p> <p>2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は宮城県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁判の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。</p>	<p>別記様式第2号を別記様式第3号とし、別記様式第1号の次に次の1様式を加える。</p>
---	---

別記様式第2号 (第2条関係)

第 号

不許可通知書

氏名又は名称

営業所の所在地

営業所の名称

年 月 日付けで申請のあった特定遊興飲食店営業の許可については、下記の理由によりこれを許可しないので通知する。

記

許可しない理由

年 月 日

宮城県公安委員会 印

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

- 1 この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は宮城県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内には、当該審査請求に対する裁決がなくなりますが）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決がなくなりますが）。なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決がなくなりますが）。

附則
この規則は、平成28年6月23日から施行する。

労働委員会

○宮城県労働委員会会長名簿第一号
労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第十条の規定により委嘱してゐる宮城県労働委員会あつせん員候補者は、次のとおりである。

平成二十八年四月二十二日

宮城県労働委員会

会長 水 島 謙 子

宮城県労働委員会あつせん員候補者名簿

(平成28年4月1日現在)

氏名	現職	主要経歴	委嘱年月日
水野 紀子	宮城県労働委員会委員 東北大学大学院法学部教授	東北大学大学院法学部助教授	平28. 4. 1
坂田 宏	宮城県労働委員会委員 東北大学大学院法学部教授	横浜国立大学経営学部助教授	平28. 4. 1
鈴木 敏明	宮城県労働委員会委員	宮城県労働委員会事務局長	平28. 4. 1
照井 克洋	宮城県労働委員会委員	弁護士	平28. 4. 1
岡崎 貞悦	宮城県労働委員会委員	弁護士	平28. 4. 1
富永 信明	宮城県労働委員会委員 宮城県労働委員会支部長	U.T.ゼンセン同宮城県支部支部長	平28. 4. 1
小出 裕一	宮城県労働委員会委員 日本労働組合総連合会宮城県連合会会長	日本労働組合総連合会宮城県連合会仙台地域協議会議長	平28. 4. 1
佐々木 弘昭	宮城県労働委員会委員 宮城県労働委員会支部執行委員長	日本労働組合総連合会宮城県連合会執行委員	平28. 4. 1
池町 江美子	宮城県労働委員会委員 一般労働組合役員	全国生協労働組合連合会女性部会長	平28. 4. 1
阿部 康志	宮城県労働委員会委員 宮城県本部委員長		平28. 4. 1

岡崎 智政	宮城県労働委員会委員	株式会社三陸河北新報社代表取締役社長	平28. 4. 1
大内 栄治	宮城県労働委員会委員 公益財団法人七十七振興財団業務執行理事	株式会社七十七銀行取締役	平28. 4. 1
高橋 清明	宮城県労働委員会委員 一般社団法人宮城県経営者協会専務理事	東北電力株式会社岩手支店副支店長	平28. 4. 1
大橋 敬一	宮城県労働委員会委員 東北電力株式会社社員 宮城県労働委員会社員 宮城県電力株式会社社員	東北電力株式会社新潟営業所長	平28. 4. 1
伊藤 光芳	宮城県労働委員会委員 宮城県会社本所工場長付	株式会社本山製作所執行役員 管理本部長	平28. 4. 1
正木 毅	宮城県労働委員会事務局長		平28. 4. 1
伊丹 相治	宮城県労働委員会事務局次長兼総務課長		平27. 4. 1
村上 靖	宮城県労働委員会事務局参事兼審査調整課長		平28. 4. 1

収用委員会

○宮城県収用委員会会長名簿第三号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、次のとおり裁決手続の開始を決定した。

平成二十八年四月二十二日

宮城県収用委員会

- 一 起業者の名称 国土交通大臣 石井 啓一
- 二 事業の種類 一級河川阿武隈川水系阿武隈川河口部改修工事（左岸：宮城県岩沼市寺島字川向地内から同市寺島字川向地先河川敷地まで、右岸：宮城県亘理郡亘理町荒浜字隈湯地先河川敷地から同町荒浜字山神地先河川敷地まで）及びこれに伴う県道付替工事
- 三 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等
土地の所在 宮城県岩沼市寺島字川向

地番	地目		地積（平方メートル）	取用しようとする土地の面積（平方メートル）
	公簿	現況		
	公簿	現況	公簿	実測

四 土地所有者の氏名及び住所

二二番五	保安林	保安林	三九二	三、二三八・六六	四二七・三四
------	-----	-----	-----	----------	--------

持分二二分の二

森 勝廣 宮城県岩沼市大手町五番二号

ただし、登記簿上の氏名及び住所 森 勝廣 宮城県岩沼市寺島字南瀬崎二七二番地

持分二二分の一

土地所有者不明

ただし、登記名義人 亡伊深熊治の法定相続人

持分五七二分の一

伊深 孝子 宮城県岩沼市寺島字高原三〇二番地の五

持分二六四分の一

面 のゑ 神奈川県横須賀市鴨居二丁目八〇番二六一〇一号

持分二六四分の一

渡邊 すみ 宮城県岩沼市南長谷字樋五番地

持分二六四分の一

伊深 七郎 東京都中野区南台四丁目二〇番一號

持分二六四分の一

伊深 八郎 宮城県岩沼市阿武隈一丁目三番四四二号

持分二六四分の一

土肥 克代 兵庫県姫路市安田三丁目一〇八番地一 安田タウンプラザ五〇三

持分七二〇七二分の三

後藤 勝則 東京都江戸川区谷河内一丁目二〇番六号

持分二五七四分の二

後藤 鉦吉 最後の住所 愛知県名古屋市中南区前浜通三丁目二三番地

右記不在者財産管理人 鈴木 利昭 宮城県仙台市泉区高森六丁目二四番地の五

持分七二〇七二分の三

後藤 裕幸 住所・常居所不明 ただし、住民票上の住所「愛知県名古屋市中南区前浜通三丁目二三番地（パストラル前浜 二〇七号）」

持分七二〇七二分の三

後藤 義隆 神奈川県横浜市区左近山一六番地一 左近山団地一街区二七棟四〇二号
持分七二〇七二分の三

後藤 浩司 愛知県愛知郡東郷町北山台三丁目六番地六（サニークート美幸A棟二〇三号）
持分七二〇七二分の三

後藤 和美 神奈川県横浜市区左近山一六番地一 左近山団地一街区二七棟四〇二号
持分七二〇七二分の三

菊地 繁 東京都新宿区上落合三丁目三三番七号 ドエルKU一〇二
持分七二〇七二分の三

後藤 英雄 東京都葛飾区堀切一丁目三一番一〇号
持分一〇二九六分の七

吉野 せい子 宮城県白石市字寺屋敷前五四番地一
持分一〇二九六分の七

伊深 孝行 神奈川県川崎市宮前区菅生二丁目一二番八号
持分一〇二九六分の七

伊深 満 宮城県岩沼市寺島字高原三〇二番地の一
持分五二八分の一

高橋 恵美子 神奈川県相模原市南区南台六丁目七番一三号
持分五二八分の一

伊深 肇 神奈川県相模原市南区南台六丁目七番一三号
持分五二八分の一

伊深 敬子 埼玉県越谷市大沢四丁目一二番一二号
持分五二八分の一

伊深 一寛 埼玉県越谷市南越谷五丁目一四番地二六
持分五二八分の一

相澤 國雄 宮城県仙台市太白区諏訪町一二番六一号
持分一五八四分の一

相澤 一郎 宮城県仙台市太白区諏訪町一二番六一号
持分一五八四分の一

相澤 雄二 東京都中野区上高田三丁目三番五号
持分一五八四分の一

相澤 三郎 宮城県仙台市青葉区栗生三丁目一三番地の一八

持分五二八分の一

伊深 猛 埼玉県川越市大字天沼新田二六三番地四九

持分五二八分の一

鈴木 恵子 埼玉県志木市柏町四丁目六番二八〇二号

持分二六四分の一

佐竹 千恵 宮城県名取市植松三丁目八番七号

又は岩沼市 宮城県岩沼市桜一丁目六番二〇号

五 土地に関して所有権以外の権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

なし

六 裁決手続の開始を決定した年月日 平成二十八年四月十一日